

★9月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金



新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。

対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により

- (1) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
- (2) 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日から令和3年9月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者

支援金額の算定方法

休業前の1日あたり平均賃金×80% × (各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

1日あたり上限9,900円 (2)の場合、R2.4/1～6/30まで60%

休業実績

申請期限	休業した期間	申請期限(郵送の場合は必着)
中小企業	令和2年10月～令和3年6月	令和3年9月30日(木)
大企業	令和2年4月～6月	
大企業	令和3年1月8日～6月	
中小企業・大企業	令和3年7月～9月	令和3年12月31日(金)

秋の健康診断

日程：10月14日(木)・20日(水)

時間：午後1時より～時間指定の入れ替え制

場所：深谷寄居医師会メディカルセンター

詳細はお申込用紙にてご連絡致しますのでご確認ください。



全国労働衛生週間

期間：10月1日から10月7日(9月中は準備期間)

今年のスローガン:

「向き合おう！こころとからだの健康管理

ポスターを配布しますので、掲示をお願い致します。



★令和3年9月の営業土曜日は
以下のとおりです。

4日(土) 休
11日(土) 休
18日(土) 休
25日(土) 営業(社労)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.terazei.com/>